

議 第 1 0 2 号

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を
定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に
必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例（平成26年条例第57号）の一部を次のように
改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議
会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条
の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。
以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営
の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地
域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センタ
ーにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該
地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方
法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、
同項第3号中「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成
11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する
主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以
下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した

者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」を「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、「(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)」を削り、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成26年12月22日条例第57号）

改正後	改正前
<p>(人員配置基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができ、次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(人員配置基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)であつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の区域に一の地域包括支援センター</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の区域に一の地域包括支援センター</p>

改正後

一を設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に並び、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

4 (略)

改正前

を設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に並び、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

3 (略)